

平成30年6月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第40号

松伏町監査委員の選任について

1 趣旨

松伏町監査委員長谷川真也氏が退職したことに伴い、後任として高橋昭男氏を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

選任の日から議員の任期満了の日まで

議案第41号

松伏町税条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人の町民税の基礎控除等を見直し、町たばこ税の税率等を改定し、及び生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を創設するとともに、法人の町民税の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出の義務化等について定めるための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 個人の町民税の基礎控除等の見直し

(ア) 非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下（現行：125万円以下）とする。

(イ) 控除対象配偶者の定義の改正に伴い、現行の「控除対象配偶者」に該当するものを「同一生計配偶者」に名称を変更する。

(ウ) 前年の合計所得金額が2,500万円を越える所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除を適用しないこととする。

イ 町たばこ税の税率等の見直し（2（2）から（5）までの内容を含む。）

(ア) 町たばこ税の税率を次のとおり3段階で改定する。

実施時期等	税 率
現 行	5,262円/1,000本
平成30年10月1日	5,692円/1,000本
平成32年10月1日	6,122円/1,000本
平成33年10月1日	6,552円/1,000本

(イ) 喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法については、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法とし、次のとおり現行の換算方法から5年間で段階的に移行することとする。

	現行の換算方法	改正後の換算方法
現 行	現行の換算方法×1.0	—
H30.10.1～H31.9.30	現行の換算方法×0.8	新換算方法×0.2
H31.10.1～H32.9.30	現行の換算方法×0.6	新換算方法×0.4
H32.10.1～H33.9.30	現行の換算方法×0.4	新換算方法×0.6
H33.10.1～H34.9.30	現行の換算方法×0.2	新換算方法×0.8
H34.10.1～	—	新換算方法×1.0

ウ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の創設

中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から平成33年3月31日までの間に同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年度間は、その価格に0を乗じて得た額とする。

エ 法人の町民税に係る電子申告の義務化

資本金が1億円を超える普通法人等に係る法人の町民税の申告書等の提出については、地方税関係手続用電子情報処理組織による提出を義務付ける。

(2) 松伏町税条例の一部改正（第2条）

ア 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を定める。

イ その他規定の整備

(3) 松伏町税条例の一部改正（第3条）

ア 平成32年10月1日から平成33年9月30日までの加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を定める。

イ 平成32年10月1日以後のたばこ税の税率を改定する。

(4) 松伏町税条例の一部改正（第4条）

ア 平成33年10月1日から平成34年9月30日までの加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を定める。

イ 平成33年10月1日以後のたばこ税の税率を改定する。

(5) 松伏町税条例の一部改正（第5条）

平成34年10月1日以後の加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を定める。

(6) 松伏町税条例及び松伏町税条例の一部を改正する条例の一部改正（第6条）

紙巻たばこ3級品に係る特例税率の廃止に伴う経過措置について、平成31年4月1日に行うこととしている税率の改定を同年10月1日に延期する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年10月1日。ただし、次のアからケまでに掲げる規定は、当該アからケまでに定める日

ア 2(1)ア(イ) 平成31年1月1日

イ 2(2)イ 平成31年4月1日

ウ 2(2)ア 平成31年10月1日

エ 2(1)エ 平成32年4月1日

オ 2(3) 平成32年10月1日

カ 2(1)ア(ア)及び(ウ) 平成33年1月1日

キ 2(4) 平成33年10月1日

ク 2(5) 平成34年10月1日

ケ 2(1)ウ 生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 経過措置

ア 町民税に関する経過措置

(ア) 2(1)ア(イ)は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(イ) 2(1)ア(ア)及び(ウ)は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例に

よる。

(ウ) 2 (1) エは、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

イ 町たばこ税に関する経過措置

(ア) 別段の定めがあるものを除き、2 (1)、(3) 又は (4) の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、それぞれなお従前の例による。

(イ) 平成30年10月1日前、平成32年10月1日前又は平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対しては、それぞれ手持品課税を行う。

(ウ) その他必要な経過措置を講ずる。

議案第42号

松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

診療報酬の算定方法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

一部負担金に係る規定の整備 (第6条)

一部負担金の規定中、診療報酬の算定方法 (厚生労働省告示) を引用している箇所について、同告示の一部改正により引用条項が移動したことに伴う規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

2は、平成30年4月1日以後に行われた療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前に行われた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

議案第43号

松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護を提供することができる訪問介護員の要件について定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 訪問介護員の要件に係る規定の整備 (第5条及び第46条関係)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護の提供を行う訪問介護員は、介護職員初任者研修課程を修了した者に限ることとする。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第44号

松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

引用条項に関する規定の整備（第4条）

3 施行期日

公布の日

議案第45号

松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童指導員の資格要件を明確化し、及び拡大するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 児童指導員の資格要件の明確化（第10条第3項第4号）

児童指導員の資格要件のうち、学校の教諭となる資格を有する者について、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にするため、有効な教員免許状を取得した者のみを対象とする。

(2) 児童指導員の資格要件の拡大（第10条第3項第10号）

児童指導員の資格要件に、一定の実務経験があり、かつ、町長が適当と認めた者を新設する。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2（3）は、平成31年4月1日